

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第15号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和29年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（狂犬病予防技術員）</p> <p>第2条 法第6条第2項の規定により狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書に、<u>履歴書及び戸籍抄本</u>を添えて、知事に願い出なければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>（評価人）</p> <p>第3条 令第5条の規定による評価人は、<u>1名を獣医師である県の職員のうちから、2名を犬についての知識及び経験を有する者のうちから知事が命じ又は委嘱する。</u></p>	<p>（狂犬病予防技術員）</p> <p>第2条 法第6条第2項の規定により狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書に、履歴書を添えて、知事に願い出なければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>（評価人）</p> <p>第3条 令第5条の規定による評価人は、<u>獣医師である県の職員並びに犬についての知識及び経験を有する者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">狂犬病予防技術員指定申請書</p> <p>狂犬病予防技術員として指定を受けたいので、狂犬病予防法施行細則第 2 条第 1 項により履歴書及び<u>戸籍抄本</u>を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">狂犬病予防技術員指定申請書</p> <p>狂犬病予防技術員として指定を受けたいので、狂犬病予防法施行細則第 2 条第 1 項により履歴書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。